**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を七億二千八十三万五千円減少することにいたしました。

株主総会の決議は平成二十二年十一月十九日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、平成二十二年十一月十八日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十二年十月十五日

長野県長野市大豆島五八八八番地

株式会社タカチホ

代表取締役　久保田知幸

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を金二千七百万円、資本準備金の額を金二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

平成二十二年六月七日付官報（号外第一一八号）一二一頁

平成二十二年十月十五日

北海道芦別市南二条東一丁目五番地二

株式会社豊月

代表取締役　豊岡　憲治

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十二年十月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上に記載又は記録された株主をもって、その所有する株式一株を五十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十二年十月十五日

東京都千代田区神田錦町三丁目一二番地

都市管理サービス株式会社

代表取締役　後藤　正雄

**基準日設定につき通知公告**

当社は、平成二十二年十月三十一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、募集株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十二年十月十五日

東京都渋谷区広尾一丁目七番二号

株式会社クアリタ

代表取締役社長　原　幸平

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十二年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十二年十月十五日

埼玉県さいたま市中央区大字下落合一〇五〇―二

株式会社みのや

代表取締役　正木　宏和

**株式譲渡制限設定につき株券提出公告**

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十月十五日

横浜市神奈川区白幡仲町四八番二三号

神奈川衡機工業株式会社

代表取締役　山田　三夫

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である田中髙教が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十二年十月十五日

東京都中央区東日本橋二丁目二八番五号協和ビル二階

日本における代表者　田中　髙教

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である原末吉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月十五日

東京都中野区南台二丁目四五番一四号

キャンディドゥ・ハウス・コーポレーション

日本における代表者　原　末吉

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である琴正在が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月十五日

東京都中央区日本橋室町四丁目三番一〇号

秀永日本橋室町ビル四階

Handreamnet, Inc

日本における代表者　琴　正在

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である堀田邦彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月十五日

名古屋市千種区池下一丁目一一番二一号

ファースト池下ビル　Emmeskay. Inc.

日本における代表者　堀田　邦彦

**限定承認公告**

本籍熊本県天草市楠浦町五〇三八番地、最後の住所神奈川県横浜市磯子区森五丁目六番一号　被相続人　亡　桑野　信弘

右被相続人は平成二十二年三月二十六日死亡し、その相続人は平成二十二年十月六日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十五日

神奈川県横浜市戸塚区南舞岡一丁目一七番六号　相続財産管理人　桑野　耕三

**社債権者集会決議認可公告**

平成二十二年八月二十五日開催の当社第一回転換社債型新株予約権付社債の社債権者集会における左記決議について、平成二十二年九月三十日付で福岡地方裁判所大牟田支部の認可決定がありましたので公告します。

記

本社債の内容の一部変更の件

（変更内容の要約）

一　「六、償還期限及び償還方法」について、平成二十三年三月三十一日以降の各償還日における償還金額を、平成二十三年三月三十一日については、金一千六百八十万円、平成二十四年三月三十一日、平成二十五年三月三十一日、平成二十六年三月三十一日、平成二十七年三月三十一日、平成二十八年三月三十一日、平成二十九年三月三十一日及び平成三十年三月三十一日については、それぞれ金二千百六十万円、平成三十一年三月三十一日については、金六億二千八百八十万円にそれぞれ変更する。

二　「三、各社債の金額」を金一千六百八十万円、金二千百六十万円及び金六億二千八百八十万円に変更し、各社債につき無記名式社債券を発行する。

三　「四、利率」をＴＩＢＯＲ（全国銀行協会が発表する十二箇月物の東京日本円銀行間金利申込利率）＋一・二％に変更する。

四　「二十、社債の譲渡」につき、当社が本社債全額につき期限の利益を喪失した場合には、本社債の譲渡に取締役会の承認を不要とする。

平成二十二年十月十五日

福岡県みやま市高田町上楠田一五一九番地二

株式会社福岡サンレイクゴルフ倶楽部

代表取締役　永松　睦雄

**第二種金融商品取引業の廃止の公告**

当社は、平成二十二年十一月十六日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年十月十五日

東京都新宿区新宿一丁目三〇番一六号

株式会社ニッテレコンサルタント

代表取締役　小菅　隆夫

**第二種金融商品取引業の廃止の公告**

当社は、平成二十二年十一月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十二年十月十五日

大阪市西区土佐堀一丁目六番二〇号新栄ビル一一階

株式会社タップ

代表取締役　北古味鈴太郎

◉号外　十月十五日付第二一六号五
調達第一九四号八〇ページ

六ページ●同日付第二一七号九六ページ●同日付政府

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三六〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）